

(仮称) 八戸市いじめ防止条例の構成（案）に係るパブリックコメント結果

- 1 実施期間 令和6年8月1日（木）～8月30日（金）の30日間
- 2 意見提出件数 16件（個人16人）
- 3 御意見の概要及び御意見に対する考え方

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	・階段や体育館器具庫など、大人の目が行き届かない場所で起きている。 ・いじめにあっている側に立ち、いじている側にはプライバシーはいらない。 ・学校のトイレに防犯カメラを設置してほしい。	・今後の検討課題の参考とさせていただきます。
2	・暴言などが激しい先生がいる。口調も強く子どもが行きたくないと話している。	・引き続き、研修等を通じて適切な指導を行うよう教員の意識徹底を図ります。
3	・いじめは犯罪と同じように取り締まる必要がある。 ・学校には防犯カメラを設置すべき。 ・個人情報除外し子どもたちを徹底的に守るべき。カメラを付けないということは、教師自身の指導力不足を隠ぺいするなど、隠したい何かがあるのではないかと思えない。	・今後の検討課題の参考とさせていただくとともに、法の規定や市基本方針に従い対応してまいります。
4	・ラインで友達の悪口をやり取りし、それをスクショで関係のない子にも広め傷ついている子がいる。 ・スマホを持たせた親がある程度管理して欲しい。 ・中学生のうちはスマホを持たせて欲しくない。	・学校が企画するインターネットトラブル防止教室へ講師を派遣し、インターネットの活用や情報活用能力の向上を目指してまいります。

5	・なぜ、いじめる側が普通に登校し、いじめられる側が休み、学びの場を奪われ、逃げるように転校しなければならないのか。被害者が、より弱者となっている。 ・いじめる側を登校停止や別クラスにした方が、周りの子も平和に学校生活を送れる。 ・被害者が安心して学びができる環境ができればいい。	・法の規定や市基本方針に従い対応してまいります。
6	・一方的な嫉妬によるひがみなどでいじめ攻撃してくる場合、出席停止処分か別室授業にして欲しい。いじめられた側が嫌な思いをして、学校に行けなくなるのはおかしい。 ・翌年も、クラスが同じにならないように徹底的に配慮して欲しい。	・法の規定や市基本方針に従い対応してまいります。
7	・保護者の責務について、親が負う責任まで防止条例に明記すべき。 ・いじめは、じわじわと相手を侵傷していき、相手の反応を見て楽しんだり優越感に浸ったりして、陰湿なものが多い。いじめは犯罪であることを認識させるべき。 ・いじめは殺人や傷害と同じ犯罪を子どもに理解させるために、具体的なフローチャートを設定し、犯罪と同じ流れで裁きに合うことを解からせることが必要である。	・法の規定や市基本方針に従い対応してまいります。
8	・被害者側の訴訟権利、加害者側の不利益までしっかりと周知することが大事である。 ・いじめを認知したら、加害者本人、その親に事実を伝え、心理カウンセリングを実施し、改心するまでフォローアップを義務付けるべき。	・法の規定や市基本方針に従い対応してまいります。

9	・学校で過ごす全ての子ども達の安心、安全、居場所の確保という最上位の目標を定めた後、個別の事案で解決していくべきと思う。 ・一つの教室で 35 人近くの生徒がずっと一緒に過ごしていると摩擦が起きないはずが無く、いじめは必ず起こるという前提に立って子ども達の安心、安全を考えるシステムや政策、条例を考えていただきたい。 ・子どもが現在の学校でいじめに合ってるなら、素早くトラウマ対象から引き離す措置も必要である。 ・いじめが SNS の登場から不可視になっている為、親や教師の見守り、声かけで防止するのは限界の時代に入っていると全ての人が知るべき。本人、親、学校の責任だけにせずはどうやって子どもを守るかを十分に考慮して、良い条例が作られる事を願っている。	・本条例に期待を寄せる御意見と捉え、法の規定や市基本方針に従い対応してまいります。
10	・いじめ防止条例について、賛同する。 ・実効あるものでなければ、単なる行政のパフォーマンスでしかないと思う。 ・いま現在、いじめは進行形で、誰も気づかれなく行われており、この気づかれない人を助ける、助けられるようなものをお願いする。	・本条例に期待を寄せる御意見と捉えます。
11	・今は、少しずつ、「いじめる側が悪い」ということも周知されてきたが、まだまだ、いじめを受けて命を絶つなど、事件はなくなるならない。 ・そのため、この条例は早く制定していただきたい。 その際、 1. 相手が嫌がることを行うことは、いじめ（自分がやられて嬉しいか考える） 2. 人をいじめることは、人間として恥ずかしいこと 3. 人をいじめることは、未熟な精神の持ち主 4. 先輩が後輩に対して、躰という名目でいじめることがあるが、人を躰けられるほど、自分が人格者なのか、よく考えてほしいし、褒めて躰けることが基本 5. 人をいじめる癖のある人は、将来犯罪者になる 上記のようなことが周知されていけばよいと思う。	・本条例に期待を寄せる御意見と捉えます。

12	・学校現場はいい加減、いじめ加害者の人権のみに配慮せず、被害者の尊厳、人権にもっと寄り添うべきで、いじめの実態があれば登校停止にさせる、毅然とした態度が必要と思う。 ・いじめの加害者は家庭環境など問題の多い子どもがすることと認識しており、親世代も人権教育を受けていないので学校現場も大変だろうと推察するが、加害生徒とその親の顔色を伺っているだけでは被害者を守れないので学校・家庭・社会全体で「いじめは絶対にしてはいけない」という事を常日頃から教育していくように、条例にも厳しく言及して盛り込んでほしい。 ・いじめは犯罪になるんだと認識させるよう具体的に条例にも盛り込んだら良いと思う。	・法の規定や市基本方針に従い対応してまいります。
13	・報告されない「いじめ」が実際は数多くあるのが現状だと思う。 ・いじめは、本当に悲しくつらいもので、心に深い傷と後悔以外に何も残さないため、いじめが起ころぬよう、生徒・先生・親・教育委員会といった教育現場の関係者に加えて、地域社会・地域住民が一体となってこれに取り組むことには、大いに意義があると思う。 ・教員不足の昨今、先生方は忙しく大変な様子であるため、いじめ問題に一生懸命に取り組む先生を後押しして差し上げることも必要だと思う。 ・議員さんと教育長さんが異口同音におっしゃっていた「条例一つでいじめがなくなるとは思わないが、できることを手を打たなければならない」とのお考えに共感した。 ・八戸市内の学校から、いじめがなくなるように、仮に、発覚した場合でも、先生方をバックアップして、早期に解決がはかれるようにと思う。 ・一日も早く、いじめ防止条例が制定されるよう取り組んでいただく事を強く要望する。	・本条例に期待を寄せる御意見と捉えます。

14	・八戸市いじめ防止条例の構成（案）に賛成する。 ・いじめによる自殺は、家族が深く傷つくのはもちろんだが、学校の職員、児童、生徒、職場の上司、同僚、地域の方々、沢山の人たちが一生忘れることのできない深い悲しみとして残るため、このような悲しい事件を未然に防ぐためにも「いじめ防止条例」は必要だと思う。 ・子供の頃から「いじめは犯罪」「人の心を傷つけることは犯罪」だと教える必要があると思う。 ・今回の条例制定が、大人も自らの襟を正すきっかけになればよいと思う。	・本条例に期待を寄せる御意見と捉えます。
15	・成人し、社会に出ている者が誹謗中傷等した場合は厳しい対応、処罰がなされているが、未成年等の就学者には将来性を考慮してなどの温情めいた綺麗事で解決する傾向が多く感じられる。 ・いじめ行為は犯罪であり、現在までの国内で起こっているいじめを例にすると、法的には「暴行」、「傷害」等の罪に値する。 ・教師へのいたずら、授業などの業務妨害等も「公務執行妨害及び職務強要」などの罪に該当するのではないか。 ・いじめを行ったものに対して、学年、年齢など関係なく厳罰化し、いじめに対する罪の重さを理解してもらう事でいじめへの抑止力になるのではないか。	・本条例に期待を寄せる御意見と捉え、法の規定や市基本方針に従い対応してまいります。

16	・いじめや言葉の暴力は、暴力そのものであり、人間個人の尊厳を損なうものであり、ほとんど犯罪に相当するものだと思うし、絶対許されないことだと思う。 ・いじめの原因は、いじめる人（加害者）、いじめを制止できない先生（第三者）、いじめられる人（被害者）、いじめを促進する環境（人目につかないトイレ、インターネット上の誹謗中傷等）が考えられ、これら四つ全てに総合的、組織的対策が必要である。 ・いじめ解決能力のない先生がごく少数いるため、いじめ防止には、総合的組織的対策が求められるが、現場の先生の対応能力向上が一番大切であると考えことから、現場の先生はいじめ防止・解決能力が向上するような研修、実効ある研修を望む。 ・今回の八戸市教育委員会の取り組み「いじめ防止条例」制定に動いていることに対して、敬意を表し、制定されることを要望する。	・本条例に期待を寄せる御意見と捉え、引き続き、研修等を通じて適切な指導を行うよう教員の資質向上に努めてまいります。
----	--	---